

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	米子市 予防接種事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

米子市は、予防接種事務で特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

米子市長

## 公表日

令和6年8月21日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種事務
②事務の概要	予防接種法に基づき、予防接種の実施、対象者の抽出、接種履歴の管理、統計報告資料作成を行う。 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、予防接種の実施、対象者の抽出、接種履歴の管理を行う。 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム（VRS）へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等の登録及び管理を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー ワクチン接種記録システム
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表14、126の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2 ・番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(特定個人情報の提供) 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表の25、26、153、154の項  (特定個人情報の照会) 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表の25、27、28、29、153の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部 健康対策課
②所属長の役職名	健康対策課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒683-0811 米子市錦町1丁目139番地3 米子市福祉保健総合センター 米子市 福祉保健部 健康対策課 電話 0859-23-5451
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒683-0811 米子市錦町1丁目139番地3 米子市福祉保健総合センター 米子市 福祉保健部 健康対策課 電話 0859-23-5451

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 10万人以上30万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年7月3日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年7月3日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書及び重点項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月8日	I-5-②	健康対策課長 岩崎 豪	健康対策課長	事後	様式の変更に伴う修正
平成31年2月8日	I-7	(省略)	〒683-8686 米子市錦町1丁目139番地3 米子市福祉保健総合センター 米子市 福祉保健部 健康対策課 電話 0859-23-5451	事後	見直しによる軽微な修正
平成31年2月8日	II-1、II-2	平成27年7月1日時点	平成31年1月4日時点	事後	様式の変更に伴う修正
平成31年2月8日	IV	なし	新規追加	事後	様式の変更に伴う修正
平成31年2月8日	I-4-②	(特定個人情報の提供) なし (特定個人情報の照会) 番号法第19条第7項及び別表第2 17、18、19の項	(特定個人情報の提供) 番号法第19条第7項及び別表第2 16-2の項 (特定個人情報の照会) 番号法第19条第7項及び別表第2 16-2、17、18、19の項	事後	見直しによる修正
令和3年7月1日	I-1-②	予防接種法に基づき、予防接種の実施、対象者の抽出、接種履歴の管理、を行っている。  番号法に従い、特定個人情報ファイルは、 ①予防接種法による予防接種の実施に関する事務 ②予防接種法による健康被害救済の給付の支給に関する事務 ③予防接種法による実費の徴収に関する事務 ④統計処理、資料作成 に使用する。	予防接種法に基づき、予防接種の実施、対象者の抽出、接種履歴の管理、統計報告資料作成を行う。 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、予防接種の実施、対象者の抽出、接種履歴の管理を行う。 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の 照会・提供を行う。	事後	取扱事務追加に伴う追加・修正
令和3年7月1日	I-1-③	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー ワクチン接種記録システム	事後	取扱事務追加に伴う追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月1日	I-3	番号法第9条第1項及び別表第1 10の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める 命令第10条	番号法第9条第1項及び別表第1 10の項、93の2の 項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める 命令第10条、第67条の2 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染 症対策に係る予防接種事務における「ワクチン接 種記録システムを用いた情報提供・照会のみ」) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	取扱事務追加に伴う追加・修正 番号法改正に伴う修正 令和3年9月1日より施行
令和3年7月1日	I-4-②	(特定個人情報の提供) 番号法第19条第7項及び別表第2 16-2の項 (特定個人情報の照会) 番号法第19条第7項及び別表第2 16-2、17、18、 19の項	(特定個人情報の提供) 番号法第19条第8号及び別表第二 16の2の項、 16の3の項、115の2の項 (特定個人情報の照会) 番号法第19条第8号及び別表第2 16の2、16の3、 17、18、19、115の2の項	事前	見直しによる修正及び番号法改 正に伴う修正 令和3年9月1日より施行
令和3年7月1日	II-1	1万人以上10万人未満 令和2年5月12日時点	10万人以上30万人未満 令和3年5月25日時点	事後	再実施による変更
令和3年7月1日	II-2	令和2年5月12日時点	令和3年5月25日時点	事後	再実施による変更
令和3年8月13日	I-1-②	予防接種法に基づき、予防接種の実施、対象者の 抽出、接種履歴の管理、統計報告資料作成を行 う。 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事 務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対 象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理 し、他市区町村へ接種記録の 照会・提供を行う。	予防接種法に基づき、予防接種の実施、対象者の 抽出、接種履歴の管理、統計報告資料作成を行 う。 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事 務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対 象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理 し、他市区町村へ接種記録の 照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づ き、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の 交付を行う。	事後	取扱事務追加に伴う追加・修正
令和4年7月1日	II-1、2	令和3年5月25日時点	令和4年5月18日時点	事後	見直しによる変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年8月8日	Ⅱ-1、2	令和4年5月18日時点	令和5年6月8日時点	事後	見直しによる変更
令和6年8月21日	I-1-②	<p>予防接種法に基づき、予防接種の実施、対象者の抽出、接種履歴の管理、統計報告資料作成を行う。</p> <p>新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、予防接種の実施、対象者の抽出、接種履歴の管理を行う。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。</li> <li>・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。</li> <li>・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</li> </ul>	<p>予防接種法に基づき、予防接種の実施、対象者の抽出、接種履歴の管理、統計報告資料作成を行う。</p> <p>新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、予防接種の実施、対象者の抽出、接種履歴の管理を行う。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。</li> <li>・予防接種の実施後に接種記録等の登録及び管理を行う。</li> <li>・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</li> </ul>	事後	令和6年3月31日付VRS(ワクチン接種記録システム)の一部機能廃止に伴う変更
令和6年8月21日	I-3	<p>番号法第9条第1項及び別表第1 10の項、93の2の項</p> <p>番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における ワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)</li> <li>・番号法第19条第6号(委託先への提供)</li> </ul>	<p>番号法第9条第1項及び別表14、126の項</p> <p>番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第6号(委託先への提供)</li> </ul>	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の改正による変更
令和6年8月21日	I-4-②	<p>(特定個人情報の提供)</p> <p>番号法第19条第8号及び別表第二 16の2の項、16の3の項、115の2の項</p> <p>(特定個人情報の照会)</p> <p>番号法第19条第8号及び別表第二 16の2、16の3、17、18、19、115の2の項</p>	<p>(特定個人情報の提供)</p> <p>番号法第19条第8号</p> <p>番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令</p> <p>第2条の表の25、26、153、154の項</p> <p>(特定個人情報の照会)</p> <p>番号法第19条第8号</p> <p>番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令</p> <p>第2条の表の25、27、28、29、153の項</p>	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の改正による変更
令和6年8月21日	Ⅱ-1、2	令和5年6月8日時点	令和6年7月3日	事後	見直しによる変更